

仕 様 書

名称及び規格	自動車レギュラーガソリン（J I S 2号）
調達予定数量	年間 30,000リットル ※上記数量は見込み値であり、この数量を保証するものではない。
納入方法	給油にあたっては、山形県村山総合支庁西村山地域振興局の職員が持参する給油伝票を使用し、給油作業は給油所の従業員が行うこと。
納入場所	納入者の給油所
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・代金の支払いは、1ヶ月ごとの精算払いとする。 ・納入者は、次の2箇所ごとに給油量及び代金をとりまとめ、それぞれの請求書提出先に請求書を提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 山形県村山総合支庁西村山地域振興局の建設部以外 （請求書提出先：西村山総務課） ② 山形県村山総合支庁西村山地域振興局の建設部 （請求書提出先：西村山建設総務課）
契約変更の取扱い	<p>市場価格の変動等の事由により契約単価の変更の必要があると認められる場合は、下記基準等により協議のうえ変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約変更について協議を行う基準 <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省資源エネルギー庁が発表する給油所小売価格調査のうち、レギュラーガソリン（山形地域）の1リットル当たりの店頭現金価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた価格を「指標価格」とする。 前回契約（変更を含む。）締結時の指標価格と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、発注者又は受注者から協議の申し出を行うことができる。 ② 変更額（増減額）の算定基準 <ul style="list-style-type: none"> 前回契約（変更を含む。）締結時の指標価格と現行の指標価格との差額について小数点以下第2位を四捨五入した額を税抜きの変更額とし、その額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を税込みの変更額とする。 ③ 変更後の単価を適用する日 <ul style="list-style-type: none"> 協議の申し出を受理した日の翌月1日とする。 ④ その他 <ul style="list-style-type: none"> 上記①から③によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。